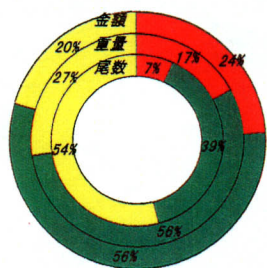


資源管理に関する技術

漁業資源は、状況に応じて上手に漁獲すると「再生産」により永久に利用することが可能です。漁業資源の状況を把握し有効に利用するための調査研究を行い、漁獲制限の実施等を提唱しています。

●アメナメ



■大 ■中 □小

価格の安い小型魚が水揚げ尾数の大半を占める不合理な漁獲実態でした。採捕された小型魚を再放流すると60~90%の高い生存率が期待できたため、小型魚の漁獲規制を提唱しました。その結果、漁業者代表の協議により平成10年9月から15cm未満の漁獲自主規制を実施しています。

●ヒラメ



放流時
10cm

資源管理元年



放流後1年
30cm 0.3kg



放流後2年
45cm 0.9kg

0 10 20 30 40 45cm

平成5年1月1日から
30cm未満のヒラメは

禁漁

- ◆とらない ◆とれたら放流する
- ◆売らない ◆市場では販売禁止
- ◆食べない ◆家に持ち帰らない

30cm未満のヒラメは海に戻そう!!

福 島 県
福島県漁業協同組合連合会
漁業協同組合



15cm未満のアイナメは 放流しましょう。



多くの大きさが
15cm以下
(原寸大)

釣りをする
皆さんへ!

アイナメの資源管理にご協力をお願いします。

アイナメは、福島県において重要な魚です。アイナメの漁獲量は昭和50年に約1,000トン漁獲されていましたが、最近では約300トンまで落ち込んでいます。

アイナメ資源の回復を図り、合理的な資源利用を推進するため、福島県内の漁業者は、平成10年9月1日から15センチ未満のアイナメの漁獲制限を実施することになりました。県内漁業者の取り組みに、遊漁者の皆様のご理解とご協力をお願いします。



フクしまさしほ
△福島県

成長や移動範囲の調査結果をもとに、全国にさきがけて平成5年1月から30cm未満のヒラメをとらないという漁獲自主規制を実施しています。その結果、小型魚は漁獲されなくなり、資源の有効利用が図られています。

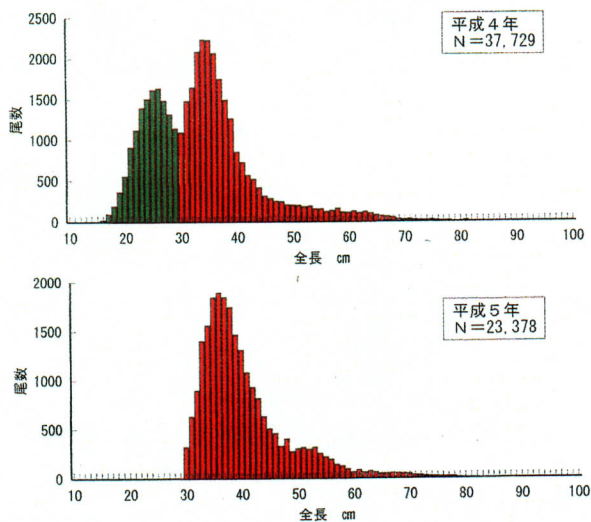


図 市場調査におけるヒラメ全長測定結果 (1~12月の合計)